

神戸市雇用・就労関係情報ポータルサイト「KOBE JOB PORT」

掲載企業の募集について（応募要領）

1 趣旨・目的

神戸市雇用・就労関係情報ポータルサイト「KOBE JOB PORT」（以下「本サイト」という。）において、「若手社員リアルインタビュー」や「神戸企業動画ポータル」等のコンテンツにより、市内企業の情報を広く発信することで、市内企業や神戸で働くことの魅力を伝え、市内企業への就職につなげることを目指しています。

2 募集概要

本サイトの各種コンテンツへの掲載企業を以下のとおり募集します。

コンテンツ	A:若手社員リアルインタビュー	B:SDG sに取り組む企業	C:神戸企業動画ポータル
概 要	プロのライターとカメラマンが企業に訪問し取材・写真撮影を行い、若手社員のインタビュー記事（会社や業務内容の紹介、職場の雰囲気・仕事のやりがい等のPR）を制作し、下記ページへ掲載します。	SDG s の取り組み概要の紹介と、取り組み紹介ページ・採用ページへのリンク等を掲載します。	既存の企業 PR 動画へのリンク（サムネイル画像付き）及び事業内容・採用ページへのリンク等を掲載します。
URL	https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/realinterview/realinterview.html	https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/sdgs/syoukai.html	https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/movie/corporate_pr.html
募集企業数	最大 3 社	上限なし	上限なし
募集期間	2026 年 1 月末まで	2026 年 2 月末まで	2026 年 2 月末まで
応募要件	「神戸企業紹介ページ掲載事業参加規約」（別紙）に同意いただけること。	企業として SDG s に取り組んでおり、具体的な取り組み内容を公表できること。	① 企業 PR 動画等を有しており、インターネット上に掲載されていること。 ② 公序良俗に反しない動画であること。 ③ その他、営利目的又は神戸市が不適当・不適切と判断する動画ではないこと。
掲載期間	通年 ※毎年 6 月頃に掲載継続の意向及び掲載内容の時点修正の有無を確認させていただく予定です。		
掲載料金	全て無料		
備 考	神戸市公式 SNS での情報発信や「KOBE JOB PORT」SNS での WEB 広告などの広報に活用する場合があります。		

3 応募方法・結果の通知

(1) 応募方法

様式 1「申込用紙」及び様式 2「神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」に必要事項を記入し、以下のあて先へメールにてご提出ください。

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

メールアドレス：koyo_kobe@city.kobe.lg.jp

(2) 結果の通知

申込受付後、応募資格を確認のうえ、応募日からおおむね 2 週間後にメールで掲載の可否をお知らせします。

4 掲載企業の決定方法（A:「若手社員リアルインタビュー」のみ）

原則、先着順としますが、同時に複数の企業から応募があった場合は、次の各項目を総合的に考慮し、決定します。

- ① 取材対象の従業員の年齢（2025 年 1 月 1 日現在、満 32 歳以下の若手社員の方を掲載できる企業を優先。なお、取材対象者は神戸市内の事業所で勤務する正規社員に限ります。）
- ② 企業規模・業種のバランス
- ③ 年間休日日数及び平均有給休暇取得日数
- ④ 各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

認定機関	項目
神戸市	こうべ女性活躍推進企業（※ミモザ企業）、こうべ男女いきいき事業所表彰、神戸 SDG s 表彰
兵庫県	ひょうご応援企業、仕事と生活の調和推進認定企業、仕事と生活のバランス表彰企業、ひょうご産業 SDG s 認証企業
国	（厚生労働省）安全衛生優良企業認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 （経済産業省）健康経営優良法人認定

5 応募資格・掲載の取消し等

(1) 応募資格（応募日時点においてすべての要件を満たすことが必要です）

- ① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。
- ② 2026 年又は 2027 年に卒業予定の学生を正社員として採用する計画があること。
- ③ 自社ホームページ内に採用ページを設けていること。（就職情報サイトに掲載している自社ページでも可）
- ④ 市税の未納・未申告がないこと。
- ⑤ 過去 1 年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
- ⑥ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。

(2) 応募の落選又は掲載企業の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、掲載の決定を取り消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押さえ、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別精算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合

- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、「神戸企業紹介ページ掲載事業 参加規約」に違反した場合（A:「若手社員リアルインタビュー」のみ）
- ⑫ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 掲載の中止

次のいずれかに該当する場合は、掲載を中止します。

- ① 神戸市が掲載企業から削除の申し出を受けた場合
- ② 神戸市が 2026 年 4 月 1 日以降に掲載の終了を決定した場合
- ③ 本要領 5(2)に規定する掲載企業の決定の取消しに該当する事由が発生した場合
- ④ その他、神戸市が掲載の継続が困難であると判断した場合

(4) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・掲載企業に損害が発生する場合においても、神戸市は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は掲載企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本サイトのコンテンツ変更又は掲載の中止を行う場合
- ③ 諸般の事情により取材が行えず、紹介ページを掲載できない場合（A:「若手社員リアルインタビュー」のみ）
- ④ その他、本サイトへの掲載により、何らかの不都合や損害が発生した場合